### 公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書(以下、運営事業計画書という。)を募集します。

令和7年8月21日

足立区長 近藤 弥生

### 1 業務概要

(1) 業務名

足立区立学童保育室及び放課後子ども教室運営業務委託

- (2)業務内容
  - ア 学童保育室及び放課後子ども教室の場の提供に関する業務
  - イ 学童保育室及び放課後子ども教室の利用登録に関する業務
  - ウ 学童保育室及び放課後子ども教室における相談に関する業務
  - エ 学童保育室及び放課後子ども教室におけるイベント等の実施に関する業務
  - オ 学童保育室及び放課後子ども教室における関係機関との連携業務
  - カ 学童保育室及び放課後子ども教室利用者に対する意向調査業務
  - キ 学童保育室及び放課後子ども教室の施設の管理に関する業務
  - ク その他、学童保育室及び放課後子ども教室の運営に関する業務
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

毎年度、評価委員会において事業評価を行い、事業評価が良好な場合1年を1単位(4月1日から翌年3月31日まで)として、4回を限度に更新を可能とする。

※ 最長、令和13年3月31日まで

※ 契約期間は令和8年2月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

千寿第八小学校足立区千住関屋町16-1他東栗原小学校足立区一ツ家三丁目20-1他大谷田小学校足立区中川四丁目41-27他島根小学校足立区島根三丁目28-11他中島根小学校足立区島根二丁目9-22他

### 2 提案限度価格等

(1) 提案限度価格(消費税非課税、単年度)

千寿第八小(せきや学童保育室・1008キッズ) ¥85,065,000 東栗原小(東栗原学童保育室・ひがくりYYクラブ) ¥58,333,000 大谷田小(なかよし学童保育室・大谷田キッズぱれっと) ¥58,333,000 島根小(しまねっ子学童保育室) ¥26,732,000 中島根小(中島根学童保育室) ¥26,732,000

- (2) 最低制限価格 無
  - ※ 島根小学校及び中島根小学校は学童保育室のみの業務委託契約で限度額を設定
  - ※ 「事業概要 4 主な費用負担区分」を併せて参照し、積算すること。

### 3 資格要件、選定基準及び評価基準

- (1) 運営事業計画書の提出者に要求される資格要件
  - ア 当該業務における足立区での競争入札参加資格を有していること。
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の1 1第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当する者でないこと。
  - ウ 公表日以後に足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
  - エ 国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。
  - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で 破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を 相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
  - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者 として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でな いこと。
  - キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- (2) 運営事業計画書の提出者が、契約締結までの間に上記(1)の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。
- (3) 運営事業計画書の提出者を選定するための基準 別紙1「運営事業計画書提出者選定基準」のとおり
- (4) 運営事業計画書を特定するための評価基準 別紙2「運営事業計画書特定基準」のとおり

# 4 手続き等

(1) 担当課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1足立区教育委員会子ども家庭部学童保育課学童施設調整係(足立区役所南館3階) 電話 03-3880-0722(直通) 担当:近藤・伊藤

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
  - ア 交付期間 令和7年8月21日(木)から令和7年9月2日(火)まで
  - イ 交付場所 4(1)に同じ。
  - ウ 交付方法 希望者に直接交付する。

- (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
  - ア 提出期限 令和7年9月3日(水)午後3時まで
  - イ 提出場所 4(1)に同じ。
  - ウ 提出方法 持参すること。
- (4) 運営事業計画書の提出期限並びに提出場所及び方法
  - ア 提出期限 令和7年10月21日 (火) 午後3時まで
  - イ 提出場所 4 (1) に同じ。
  - ウ 提出方法 持参すること。

# 5 その他

提出された応募書類(参加表明書・運営事業計画書等の提出書類)は返却しない。

別紙1 運営事業計画書提出者選定基準

評価項目	評価の視点	評価配分	指標
組織の安定性	経常利益・財務諸表等から判断する	30%	資本金、売上高、 賠償責任保険の 加入の有無等
運営の安定性	人材の確保、職員の雇用状況などから判断する。	20%	職員数、資格等
運営の実績	当該業務を遂行するために必要な知識及び良好か つ豊富な運営実績・経験を有しているか。	30%	同種・類似業務 の実績
地域精通度	足立区または近隣エリアの特性を熟知しているか。	20%	主な業務の実 績(同種・類似 業務の実績以 外)
合 計		100%	
区内業者	区内に本店がある場合10%を加算する。	+10%	

# 運営事業計画書提出者の選定概数 3者

※ 評価点が合計の6割に満たない事業者については、参加表明数が3者以内であっても運営事業計画 書提出者として選定しない。

なお、税理士による財務状況の審査結果で「不適合」(財務状況が不安定で、業務の信頼性に不安がある)と評価された事業者は、順位にかかわらず非選定とする。

運営方針について			**(安貞一八の計画配力)	
運営方針について         4         ト、展望等は的確であるか。           (8点)         事業者の特性・専門性、ノウハウを活用した提案内容になっているか。           児童の健全育成を促すために、また、児童が放課後そども教室を表でれの視点が十分に考慮されているか。         でれの視点が十分に考慮されているか。           ついて(12点)         「芸術・文化」「体験」「スポーツ」等の各分野において多彩なログラム体験活動等を実施する計画があるか。           健康管理、基本的生活習慣等の日常生活の支援及び質の向上に対する取り組みがされているか。         児童が学童保育室や放課後子ども教室を利用しやすくなるよな工夫が考えられているか。           児童が学童保育室や放課後子ども教室を利用しやすくなるよな工夫が考えられているか。         でとられているか。           5         発達支援児等、特別な支援が必要な児童に対しての配慮につい、具体性があるか。           プ校・地域及び各関         児童の状況把握、より良い支援、事業の円滑な運営にあたり、などと連携がされているか。           地域からより多くの事業協力員を得るための提案や事業協力目を得るための提案や事業協力目を得るための提案や事業協力目を得るための提案や事業協力目を得るための提案や事業協力目を得るための提案や事業協力目を得るための提案や事業協力目を得るための提案や事業協力目を得るための提案や事業協力目を得るための提案や事業協力目を得るための提案や事業協力目を確定するための提案や事業協力目を得るための提案や事業協力目を得るための提案や事業協力目を得るための提案や事業協力目を得るための場案を定すを表すであるから、	評価項目		評価の視点	
運営方針について (8 点)         ト、展望等は的確であるか。           4         事業者の特性・専門性、ノウハウを活用した提案内容になっているか。           児童の健全育成を促すために、また、児童が放課後を過ごす魅:のある場所とするために、学童保育室及び放課後子ども教室をそぞれの視点が十分に考慮されているか。         でれの視点が十分に考慮されているか。           ついて (12 点)         「芸術・文化」「体験」「スポーツ」等の各分野において多彩ないログラム体験活動等を実施する計画があるか。           健康管理、基本的生活習慣等の日常生活の支援及び質の向上に対する取り組みがされているか。         「児童が学童保育室や放課後子ども教室を利用しやすくなるような工夫が考えられているか。           児童が学童保育室や放課後子ども教室を利用しやすくなるような工夫が考えられているか。         な工夫が考えられているか。           5         発達支援児等、特別な支援が必要な児童に対しての配慮につい、具体性があるか。           ウスでは、事業の円滑な運営にあたり、会校と連携がされているか。         地域からより多くの事業協力員を得るための提案や事業協力			学童保育室及び放課後子ども教室に対する役割や機能、コンセプ	
日童の健全育成を促すために、また、児童が放課後を過ごす魅されているか。		4	   ト、展望等は的確であるか。	
日童の健全育成を促すために、また、児童が放課後を過ごす魅: のある場所とするために、学童保育室及び放課後子ども教室それの視点が十分に考慮されているか。		4	事業者の特性・専門性、ノウハウを活用した提案内容になってい	
<ul> <li>運営の取り組みについて (12点)</li> <li>児童への対応について (15点)</li> <li>学校・地域及び各関</li> <li>4 のある場所とするために、学童保育室及び放課後子ども教室を活れているか。</li></ul>			るか。	
運営の取り組みについて (12点)       ぞれの視点が十分に考慮されているか。 「芸術・文化」「体験」「スポーツ」等の各分野において多彩なコプラム体験活動等を実施する計画があるか。			児童の健全育成を促すために、また、児童が放課後を過ごす魅力	
ついて (12 点) 4 「芸術・文化」「体験」「スポーツ」等の各分野において多彩なコグラム体験活動等を実施する計画があるか。 4 健康管理、基本的生活習慣等の日常生活の支援及び質の向上にする取り組みがされているか。 児童が学童保育室や放課後子ども教室を利用しやすくなるよな工夫が考えられているか。 6 育成支援方針や子どもが問題行動をした場合の対処法等が適にとられているか。 7 発達支援児等、特別な支援が必要な児童に対しての配慮につい、具体性があるか。 9 児童の状況把握、より良い支援、事業の円滑な運営にあたり、9 校と連携がされているか。 1 地域からより多くの事業協力員を得るための提案や事業協力		4	のある場所とするために、学童保育室及び放課後子ども教室それ	
(12 点) ログラム体験活動等を実施する計画があるか。  は康管理、基本的生活習慣等の日常生活の支援及び質の向上に対する取り組みがされているか。  児童が学童保育室や放課後子ども教室を利用しやすくなるような工夫が考えられているか。  育成支援方針や子どもが問題行動をした場合の対処法等が適いとられているか。  発達支援児等、特別な支援が必要な児童に対しての配慮につい、具体性があるか。  児童の状況把握、より良い支援、事業の円滑な運営にあたり、党をと連携がされているか。  地域からより多くの事業協力員を得るための提案や事業協力			ぞれの視点が十分に考慮されているか。	
(12 点) ログラム体験活動等を実施する計画があるか。  健康管理、基本的生活習慣等の日常生活の支援及び質の向上に対する取り組みがされているか。  児童が学童保育室や放課後子ども教室を利用しやすくなるような工夫が考えられているか。  育成支援方針や子どもが問題行動をした場合の対処法等が適切にとられているか。  を達支援児等、特別な支援が必要な児童に対しての配慮について具体性があるか。  児童の状況把握、より良い支援、事業の円滑な運営にあたり、第一校と連携がされているか。  地域からより多くの事業協力員を得るための提案や事業協力		4	「芸術・文化」「体験」「スポーツ」等の各分野において多彩なプ	
する取り組みがされているか。	(12 点)		ログラム体験活動等を実施する計画があるか。	
する取り組みがされているか。   児童が学童保育室や放課後子ども教室を利用しやすくなるような工夫が考えられているか。   1		4	健康管理、基本的生活習慣等の日常生活の支援及び質の向上に対	
児童への対応について (15 点)     5     な工夫が考えられているか。       方 (15 点)     育成支援方針や子どもが問題行動をした場合の対処法等が適何にとられているか。       方 発達支援児等、特別な支援が必要な児童に対しての配慮について具体性があるか。     具体性があるか。       プ校・地域及び各関     児童の状況把握、より良い支援、事業の円滑な運営にあたり、気候と連携がされているか。       地域からより多くの事業協力員を得るための提案や事業協力			する取り組みがされているか。	
児童への対応について (15 点)       5       育成支援方針や子どもが問題行動をした場合の対処法等が適何にとられているか。         5       発達支援児等、特別な支援が必要な児童に対しての配慮について具体性があるか。         5       児童の状況把握、より良い支援、事業の円滑な運営にあたり、特別を連携がされているか。         ***             **		г	児童が学童保育室や放課後子ども教室を利用しやすくなるよう	
15 育成支援方針や子どもが問題行動をした場合の対処法等が適何にとられているか。  (15 点)  第達支援児等、特別な支援が必要な児童に対しての配慮についり、関係性があるか。  「児童の状況把握、より良い支援、事業の円滑な運営にあたり、対象と連携がされているか。  地域からより多くの事業協力員を得るための提案や事業協力	旧辛をの対応につ	5	な工夫が考えられているか。	
<td c<="" color="1" rowspan="2" td=""><td></td><td>_</td><td>育成支援方針や子どもが問題行動をした場合の対処法等が適切</td></td>	<td></td> <td>_</td> <td>育成支援方針や子どもが問題行動をした場合の対処法等が適切</td>		_	育成支援方針や子どもが問題行動をした場合の対処法等が適切
5 発達支援児等、特別な支援が必要な児童に対しての配慮についる 具体性があるか。 児童の状況把握、より良い支援、事業の円滑な運営にあたり、 校と連携がされているか。 地域からより多くの事業協力員を得るための提案や事業協力			5	にとられているか。
具体性があるか。	(15 点)	5	発達支援児等、特別な支援が必要な児童に対しての配慮について	
対しては、			具体性があるか。	
校と連携がされているか。   学校・地域及び各関	学校・地域及び各関 係機関との連携に ついて (14点)	5	児童の状況把握、より良い支援、事業の円滑な運営にあたり、学	
┃			校と連携がされているか。	
		5	地域からより多くの事業協力員を得るための提案や事業協力員	
┃                  │ と連携して、具体的な事業展開が期待できるか。			と連携して、具体的な事業展開が期待できるか。	
児童の健全な育成に関わる足立区の関係機関の役割や情報を打		4	児童の健全な育成に関わる足立区の関係機関の役割や情報を把	
握しているか。			握しているか。	
保護者への情報提供、情報共有、トラブル発生時の対応や苦情	保護者への対応に ついて (15 点)	5	保護者への情報提供、情報共有、トラブル発生時の対応や苦情処	
理の取り組みがされているか。			理の取り組みがされているか。	
保護者への対応に 利用者に直接意見を聴き、利用者側の視点に立って評価・改善		5	利用者に直接意見を聴き、利用者側の視点に立って評価・改善に	
ついて (15 点) 取り組む姿勢があるか。			取り組む姿勢があるか。	
保護者との日常的なコミュニケーションを円滑に進めるための		5	保護者との日常的なコミュニケーションを円滑に進めるための	
工夫がなされているか。			工夫がなされているか。	
子どもの事故やケガの防止策、感染症対策について、十分に定の 5		5	子どもの事故やケガの防止策、感染症対策について、十分に定め	
られているか。		J	られているか。	
危機管理について おやつの提供に関する安全面、衛生面への配慮をしているか。	危機管理について	5	おやつの提供に関する安全面、衛生面への配慮をしているか。	
(14点) 5 また、食物アレルギーのある子どもに対して、事故防止に対す	(14 点)		また、食物アレルギーのある子どもに対して、事故防止に対する	
取り組みがされているか。			取り組みがされているか。	
4 防犯体制や、災害時等の対応方針を明確にしているか。		4	防犯体制や、災害時等の対応方針を明確にしているか。	

評価項目	評価 配分(%)	評価の視点		
個人情報について 4		個人情報の保管や取り扱いについて具体的に定めているか。		
(8点) 4		個人情報の保護・管理に関する教育方針を持っているか。		
	4	職員の資質向上のための研修など、育成計画が定められているか。		
運営体制について (12点)	4	職員にコンプライアンス (法令遵守) についての教育が図られて いるか。		
	4	指揮命令系統、本部との連携などについて的確に定められている か。		
プレゼンテーショ ン (2 点)	2	説明が論理的で説得力があるか。		
• 合計	100			
①区内に本店があり、業務区域が区内である場合5%を加点する。 ②区内に本店があり、業務区域が区外である場合4%を加点する。 ③区内に支店があり、業務区域が区内である場合3%を加点する。 ・ 区内業者 ④区内に支店があり、業務区域が区外である場合2%を加点する。 ※ 上記の加点については、各運営事業計画書の評価の最終段階にお価基準の総点数を基に行うものとする。複数の項目に該当しても、は上位の1項目とする。		店があり、業務区域が区外である場合4%を加点する。 店があり、業務区域が区内である場合3%を加点する。 店があり、業務区域が区外である場合2%を加点する。 加点については、各運営事業計画書の評価の最終段階において評 総点数を基に行うものとする。複数の項目に該当しても、加点		